

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

家畜排せつ物は、適切な処理によって土壌改良材や肥料という貴重な資源として有効活用される一方、野積み等の不適切な管理によって、悪臭の発生要因となったり、河川や地下水へ流出して水質汚染を招いたりするなど、環境問題の発生源としての側面があります。

悪臭などの解消に向けては地域社会との共生が可能となるよう総合的な指導が必要となってきました。このため、岡山県では畜産農家等に対する「家畜排せつ物法」※に基づく適正管理のための指導等を実施するとともに、たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進しています。

※「家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下、「法」））」は、環境に影響がないよう家畜排せつ物を適正に管理し、たい肥などにして有効に利用することを目的とした法律

2. 事業内容

(1) 家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家への技術指導等の実施

岡山県では、畜産農家への適切な技術指導を行う人材を育成するとともに、法対象農家の巡回指導を行っています。管理が不適切な畜産農家には、必要に応じて指導・助言を行うなどしています。

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
家畜別の法対象農家 戸数（戸）	293	161	13	94	28

出典：平成26年度家畜排せつ物法施行状況調査

(2) たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対するたい肥生産者情報の提供や正しいたい肥成分・肥料効果についての理解醸成活動を実施し、耕畜連携によるたい肥の円滑な流通や利用促進を図っています。



担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班